

固定資産税に関する通知書等の公示送達について

固定資産税の関係文書を令和8年6月19日に発送しましたが、返送されたため、長門市役所に保管してあります。なお、申出があれば、いつでも交付します。

これは、地方税法第20条の2第2項の規定による公示であり、同条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示日（公示した日）

令和8年7月31日

送達を受けるべき者の氏名（順不同）

鈴木 俊雄 外1名

上野 雄熊 相続人代表 サンタモア 貴江

伊藤 博人

中村 三郎

谷村 和典

株式会社イースター

陳 千里

中村 大樹

白井 清光

嶋田 誠介

松崎 寛

山近 正紀

問い合わせ先

税務課徴収対策室 電話番号 0837-23-1126